

妊産婦の  
皆様へ

# 産科医療補償制度

別添1

もし、自分の子どもが **重度脳性まひ** になったら

**補償される制度に  
登録してありますか？**



Q. どんな制度？ 出生したお子様が **重度脳性まひ** になって要件を満たした場合

MERIT  
01

重度脳性まひ児と  
その家族の経済的負担を  
速やかに補償します。

総額 **3,000万円** 支給

(準備一時金 600万円 + 補償分割金 2,400万円 <年間120万円×20回>)

MERIT  
02

専門家が原因分析し、  
報告書をお届けします



原因の究明と再発防止策を提言します

MERIT  
03

産科医療の質の向上により  
安心して出産できる  
環境につながります



医療提供体制の確保や産科医不足の改善に役立ちます

**妊産婦の掛金負担はありません**

この制度の運営には、出産時に保険者から支給される出産育児一時金等の一部が掛金として財源に充てられます

詳細は下記お問い合わせ先まで

産科医療補償制度  
専用コールセンター



**0120-330-637**

受付時間: 午前9時～午後5時  
(土日祝日・年末年始を除く)

産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>

産科医療

検索



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
Japan Council for Quality Health Care



このマークは  
産科医療補償制度の  
シンボルマークです

別添3

満1歳の誕生日～  
満5歳の  
誕生日までです



2022年  
制度改正

補償対象の基準が変わります

2022年1月以降に出生のお子様の場合、  
出生体重にかかわらず在胎週数28週以上が対象となります。

Q. 補償対象となる条件は？ 下記①～③の基準をすべて満たすと補償対象となります。

① 2015年～2021年までに出生のお子様

在胎週数 32週以上 で 出生体重 1,400g以上  
または  
在胎週数 28週以上 で 所定の低酸素状況の要件を満たしている

② 2022年1月以降に出生のお子様

在胎週数 28週以上

出生体重にかかわらず対象となります。

2022年  
制度改正

② 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ<sup>※1</sup>

③ 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ<sup>※2</sup>

※1:補償対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

※2:先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、補償対象となります。

詳細は下記お問い合わせ先まで

産科医療補償制度  
専用コールセンター



0120-330-637

受付時間: 午前9時～午後5時  
(土日祝日・年末年始を除く)

産科医療補償制度ホームページ  
<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>

産科医療

検索



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
Japan Council for Quality Health Care



このマークは  
産科医療補償制度の  
シンボルマークです